

北海道カーボンファーム推進フォーラム（2023年8月30日開催）

農林水産分野における カーボン・クレジットの拡大に向けて

2 0 2 3 年 8 月

農林水産省

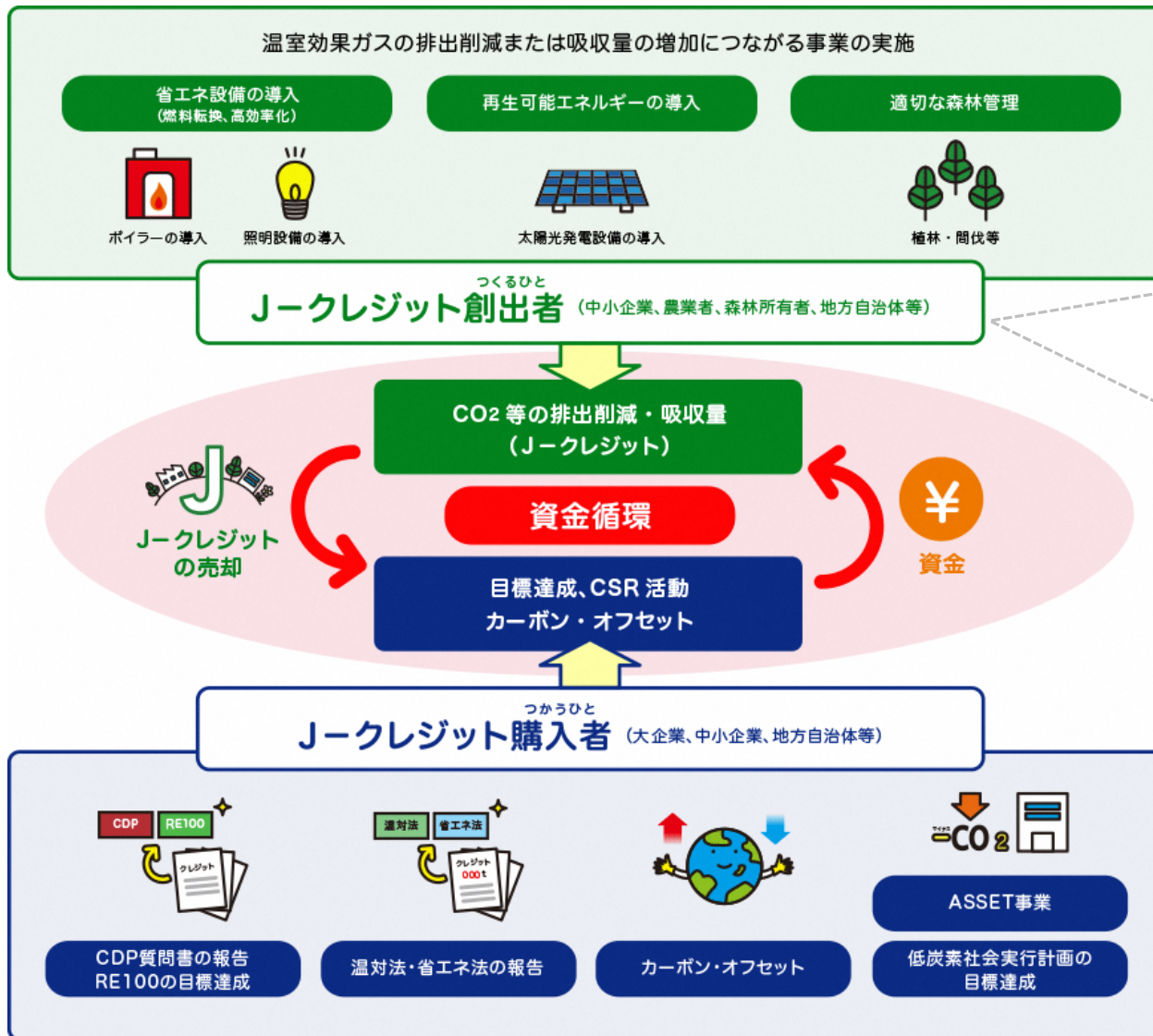
大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室長 続橋 亮

まず、J-クレジットを動画で紹介します

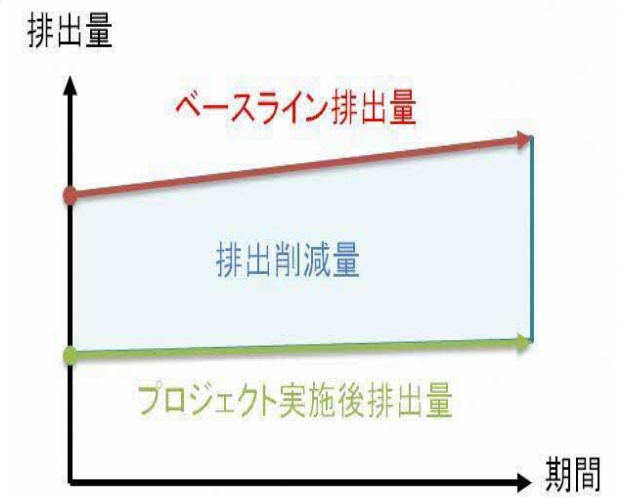


J-クレジット制度とは

- 省エネルギー・再エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営しています。
- 本制度により創出されたクレジットは、国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取り組み等、様々な用途に活用できます。



クレジット認証の考え方



ベースラインアンドクレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂換算温室効果ガス排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

J-クレジット制度参加者のメリット

クレジット 創出者

- 省エネ設備導入や再生可能エネルギー活用による**ランニングコストの低減効果**
- **クレジット売却益**による投資費用の回収や更なる省エネ投資への活用
- 温暖化対策に積極的な企業、団体としての**PR効果**
- J-クレジット制度に関わる**企業や自治体等との関係強化**

クレジット 購入者

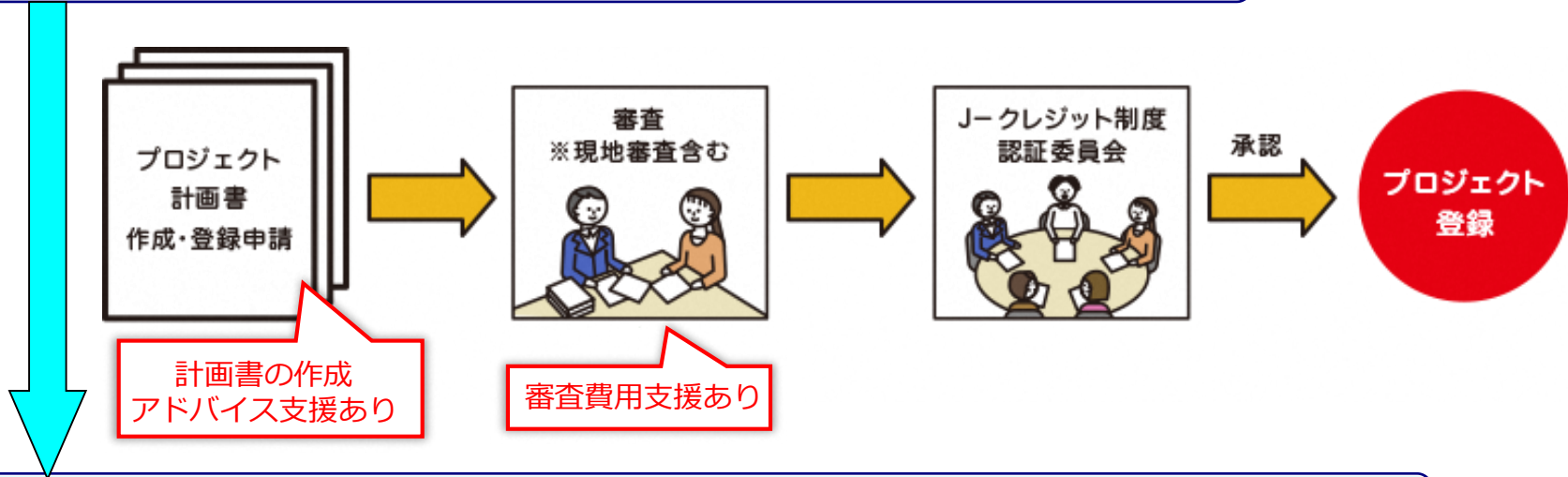
- ESG投資が拡大する中、森林保全活動の後押しなど、**環境貢献企業**等として**PR効果**が期待
- 温対法の「**調整後温室効果ガス排出量**」の報告や、**CDP質問書**¹⁾及び**RE100**²⁾達成のための報告（再エネ電力由来のクレジットに限る）等での活用
- 製品・サービスにかかるCO₂排出量をオフセットすることによる、**差別化・ブランディング**
- 関係企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用した**ビジネス機会**の獲得や**新たなビジネスモデル**の創出
- **経団連カーボンニュートラル行動計画**の目標達成での活用

1) CDP質問書：投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGOが気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。

2) RE100：企業が自社で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーでまかなうこと。

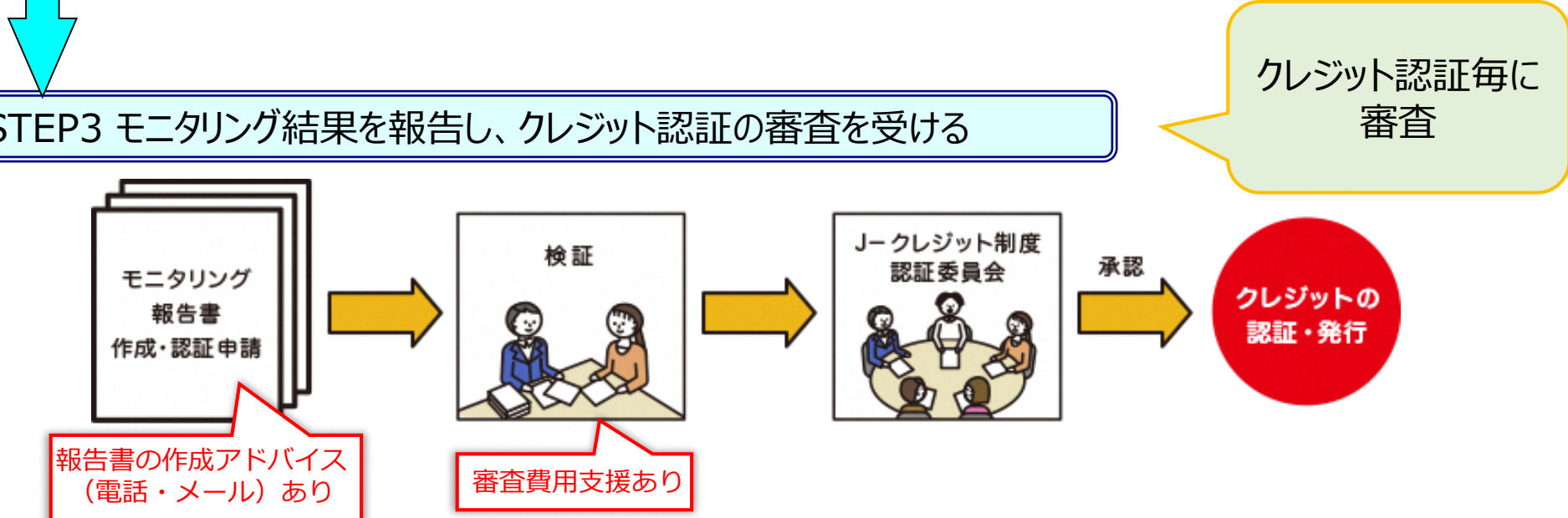
J-クレジット制度への登録、認証の流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける



STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける



J-クレジット制度の審査機関一覧

- ▶ プロジェクトの登録申請にあたり作成した「プロジェクト計画書」及びクレジットの認証申請にあたり作成した「モニタリング報告書」は、J-クレジット制度事務局に提出する前に審査機関による審査が必要。
- ▶ J-クレジット制度における各種審査（妥当性確認、検証）が可能な審査機関は以下のとおり。
- ▶ 審査を自費で受審する場合、3機関からの選択は自由。審査費用支援（後述）を利用する場合は、制度事務局が入札により決定した審査機関の審査を受ける。

機関名	審査可能な方法論分類				
	省エネ・再エネ	工業	農業	廃棄物	森林
ペリージョンソンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム株式会社 (PJRCDM)	○				
一般社団法人 日本能率協会 (JMA) 地球温暖化対策センター	○		○※		○
一般財団法人日本品質保証機構	○			○	○
一般財団法人日本海事協会	○	○※	○※		
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○	○※	○※	○	○

※実施要綱に基づき、2025年3月31日を期限に、制度管理者より当該分類における審査機関として暫定登録された審査機関。

クレジット創出までの手続

プロジェクト登録までの流れ

①J-クレジット制度への参加検討

・プロジェクトが満たすべき要件を満たすか、適用できる方法論はあるか、どのようなまとまりで参加するか等の確認

②プロジェクト計画書の作成

・設備情報や燃料使用量、営農日誌等のデータから、排出削減の計画やプロジェクト登録要件等をプロジェクト計画書に記載。

③プロジェクト計画書の妥当性確認

・プロジェクトの実施体制やベースライン（現行）排出量、排出削減量の算定に誤りがないか等を審査機関が確認

④プロジェクト登録の申請

プロジェクト登録

プロジェクト登録の申請書類は
こちら

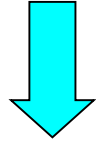


プロジェクト計画書の
作成マニュアル（動画）は
こちら



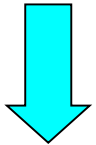
クレジット認証までの流れ

①データのモニタリング、収集



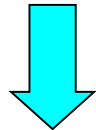
・プロジェクト計画書に従い、排出削減量算定に必要なデータのモニタリング、収集を実施

②モニタリング報告書の作成



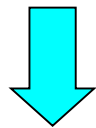
・収集したモニタリングデータから、排出削減量を算定し、報告書に記載。

③モニタリング報告書の検証



・モニタリング報告書の記載に誤りがないか、削減活動が適切に実施されたか、削減量の算定等を審査機関が確認

④クレジット認証申請



クレジット認証

平均1～2年の
サイクル

クレジット認証の申請書類は
こちら



クレジット認証にかかる
モニタリングのマニュアル（動画）は
こちら



プロジェクトの種類 <通常型とプログラム型>

- ▶ プロジェクトの登録形態は、「通常型」と「プログラム型」に分かれます。
- ▶ 「通常型」は、1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態です。
- ▶ 「プログラム型」では、小規模な削減活動を取りまとめ、一括でクレジットを創出することができます。

■プログラム型のメリット

★個々の削減削減活動実施者側

- ① 単独では小規模な削減活動からクレジットを創出することが可能。
- ② 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。
- ③ クレジットのロットが大きくなることで、販売の開拓・拡大に繋がる可能性。

★取りまとめ事業者側

- ① 温室効果ガス排出削減に取り組む産地、生産者等との関係構築が可能。
- ② 地球温暖化対策に積極的な企業としてのPRが可能。
- ③ 実施者への還元や更なる環境改善活動など、クレジット売却益の多様な活用も可能。

通常型

- 想定される実施者
大規模な農業法人 等

プロジェクト実施者



例：木質ペレットによる化石燃料代替

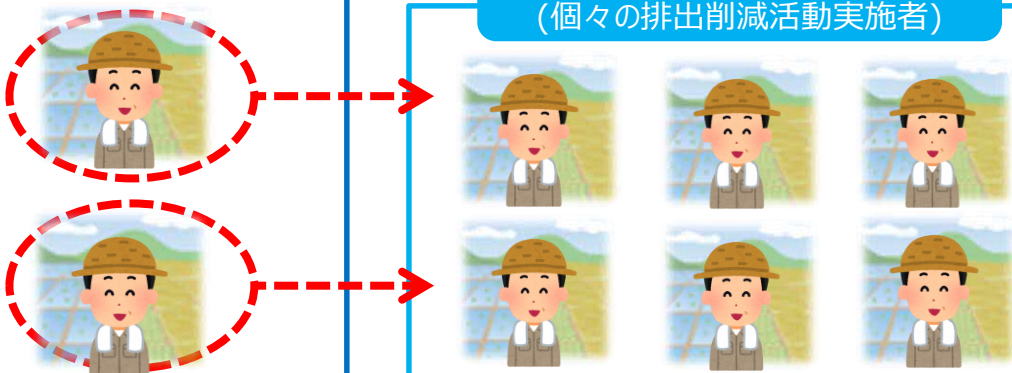
プログラム型

■ 想定される運営・管理者

農協、卸売業者、機械・肥飼料メーカー、小売企業、金融機関、補助金交付主体（自治体） 等

個々の農家で参加することはコスト的に見合わないケースもある

随時追加可能



参加する農家数が毎年増大し、プロジェクトの規模は徐々に拡大

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、支援制度を利用することが可能です。
- 支援内容は、年度ごとに見直されます。

※令和5年度は審査費用支援の執行額が予算上限額に達し、7月18日に受付を終了。

プロジェクト計画書作成に関する支援

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-クレジット制度事務局にてプロジェクト計画書の作成を支援（コーチング）。 ※ただし、支援は原則として電子メール・電話・ウェブ会議で実施。
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法の対象事業者 ・ 自治体 ・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業者当たり1方法論につき1回限り ・ 方法論あたりのCO₂削減・吸収見込量が年平均100t-CO₂以上の事業であること

審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査（妥当性確認）に係る費用を70%支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査（検証）に係る費用を90%支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法の対象事業者 ・ 自治体 ・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） 	
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常型：1事業につき同一年度内に2回まで ・ プログラム型：1運営・管理者につき同一年度内に2回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常型：1事業につき2年度内に1回まで ・ プログラム型：1事業につき同一年度内に1回まで
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂削減・吸収見込量が年平均100t-CO₂以上の事業であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証申請当たりのCO₂排出削減・吸収量が100t-CO₂以上であること。

J-クレジットの売買

- J-クレジットは、「相対取引」と「入札販売」の2つの方法で売買できます。
- 「J-クレジット制度HP」に、売り出しクレジット一覧、今後の入札予定、過去の入札結果等が掲載されています。

相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者を利用しない
直接の相対取引も可

売りたい方 → 販売 → 仲介事業者 → 販売 → 買いたい方

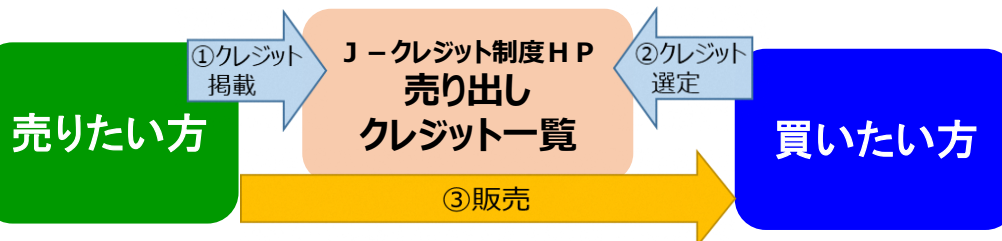
仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの
売買価格と売買量を決めます。

* J-クレジット・プロバイダー等

仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー）

- ・株式会社イトーキ
- ・カーボンフリーコンサルティング株式会社
- ・ブルドットグリーン株式会社
- ・株式会社バイウィル
- ・株式会社ウェストボックス
- ・クレアトゥラ株式会社
- ・一般社団法人more trees

■ J-クレジット制度HPを利用する場合

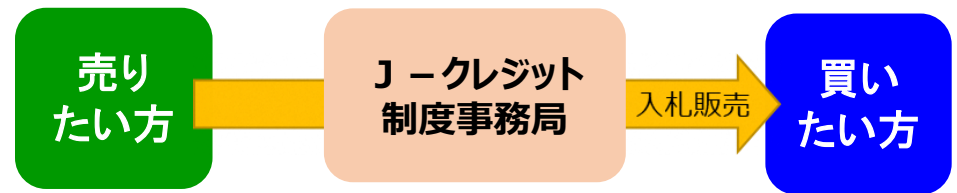


売りたい方と買いたい方との相対取引でクレジットの
売買価格と売買量を決めます。

掲載後、6か月以上
取引が成立していない場合

入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、
6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販
売の対象となります



- ・クレジットの売買価格と売買量は、
落札によって確定します。
- ・販売クレジットは、政府保有クレジット分を
含めて実施します。

方法論とは

- 方法論とは、排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。
- J-クレジット制度では、現在、69の方法論を承認(2023年8月現在)
(内訳) 省エネルギー 42、再生可能エネルギー 11、工業プロセス 5、農業 5、廃棄物 3、森林 3

■ 農林漁業者・食品産業事業者による活用が想定される主な方法論

分類	方法論名称	分類	方法論名称
省エネルギー	ボイラーの導入	再生可能エネルギー	水力発電設備の導入
	ヒートポンプの導入		バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
	空調設備の導入	農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	照明設備の導入		家畜排せつ物管理方法の変更
	冷凍・冷蔵設備の導入		茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	電動式建設機械・産業車両への更新		バイオ炭の農地施用
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入		水稲栽培における中干し期間の延長 令和5年4月施行
バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替	森林	森林経営活動	
太陽光発電設備の導入		植林活動	
バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替		再造林活動	